

令和7年度

介護保険サービス事業者等及び 障害福祉サービス事業者等 集団指導

※動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より、
資料等確認報告をお願いします。

資料等確認報告をもって、令和7年度の集団指導への出席とします。

介護保険サービス 入所・入居系

令和7年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 運営指導及び監査等の状況 (P6)
- 2 各種お知らせ等 (P26)
- 3 サービス別資料 (指摘事例、よくある質問)
 - ・全サービス共通 (P49)
 - ・認知症対応型共同生活介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護 (P77)
 - ・(地域密着型) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P83)
 - ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P92)
 - ・(地域密着型) 特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P105)

令和7年度集団指導について

はじめに

平素より、船橋市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

船橋市では、介護保険制度の適正な運営を確保するため、市内介護保険サービス事業者等の方々を対象に書面開催（動画形式）にて、集団指導を実施します。

令和7年度集団指導では、主に運営指導での指摘事例やよくある問い合わせ等を中心にご説明させていただきます。

介護保険サービス事業者は介護保険法により、

- ・要介護者的人格を尊重する
- ・介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守する
- ・要介護者のため忠実にその職務を遂行する

ことが定められています。

各事業者におかれましては、日頃より積極的に介護保険制度理解のための情報収集を自ら行い、適切な事業運営をお願いします。

令和7年度集団指導について

受講の流れ

各事業所は、以下の流れに沿って受講してください。

(1)集団指導（動画）より動画視聴を行ってください。（YouTubeでの視聴。）

※「3 サービス別資料」については、全サービス共通と該当サービスの視聴をお願いします。

※動画視聴の際に、併せて集団指導（資料）を確認することをお勧めします。

(2)その他関連部署からのお知らせを確認してください。

※保健所健康危機対策課による研修動画も必ずご覧ください。

(3)関連資料等リンクより自己点検シート等の確認を行ってください。

令和7年度集団指導について

受講確認報告のお願い

動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。資料等確認報告をもって、令和7年度の集団指導への出席とします。

※本年度においては、事業所番号ごとの回答が可能となっております。

例：訪問介護と居宅介護支援の事業所番号が同じ → まとめて報告が可能です。
介護老人福祉施設と通所介護の事業所番号が違う → 別々に報告が必要です。

「船橋市オンライン申請・届出サービス」

【介護保険サービス事業者等】令和7年度集団指導資料等確認報告（指導監査課）

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure/2309042903374972807>

（動画の概要欄にもURLを記載しております。）

介護保険サービス 入所・入居系

令和7年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 運営指導及び監査等の状況 (P6)
- 2 各種お知らせ等 (P26)
- 3 サービス別資料 (指摘事例、よくある質問)
 - ・全サービス共通 (P49)
 - ・認知症対応型共同生活介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護 (P77)
 - ・(地域密着型) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P83)
 - ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P92)
 - ・(地域密着型) 特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P105)

指導とは

指導は、サービス事業者等が行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入所者等の保護及び保険給付等の適正化を目的とします。

指導の方法

①集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者等に向けて、講習等の方法により行います。

②運営指導

介護保険法（以下、「法」という。）第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施します。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は監査へ変更となります。

※上記のほか、相談時、指定時又は更新時等においても対面等により指導を行います。

令和7年度運営指導重点項目

①虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの促進

虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備しているか、研修を定期的に実施しているか確認し、その適正化を図る。

また、虐待防止のために、上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているかを確認し、その適正化を図る。

②感染症・食中毒の発生及びまん延防止対策等の徹底

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備しているか、研修並びに訓練を定期的に実施しているかを確認し、その適正化を図る。

令和7年度運営指導重点項目

③業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか、当該計画に従い必要な措置を講じているか、または定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているかを確認し、その適正化を図る。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているかを確認し、その適正化を図る。

令和7年度運営指導重点項目

④非常災害対策の強化

以下の項目を確認し、その適正化を図る

- ・消防計画を含む非常災害に関する具体的計画（火災、風水害・土砂災害、地震等に対処するための地域の実情に応じた計画）は作成されているか
- ・入所施設、通所施設に関しては従業者並びに利用者及びその家族等へ定期的に計画を周知しているか
- ・入所施設、通所施設に関しては防災訓練を年2回実施しているか（地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか）
- ・入所施設又は宿泊サービスを伴う通所施設に関しては、そのうち1回は夜間を想定した訓練を実施しているか
- ・消防用設備の整備状況や点検状況等は適切か

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する事業所での風水害を含んだ非常災害対策計画の作成、訓練の実施の確認をし、その適正化を図る。

令和7年度運営指導重点項目

⑤報酬請求指導

各種加算等の算定要件について確認し、その適正化及び不正請求の防止を図る。

令和6年度報酬改定に伴う利用者への周知、同意の確認、加算が適切に算定されているか確認し、その適正化を図る。

介護職員等待遇改善加算計画書の介護職員等への周知。

⑥個別ケアを推進し、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上

利用者の心身の状況などを踏まえ、計画（居宅サービス計画、個別サービス計画）が作成され、居宅サービス計画と個別サービス計画の整合性がとられているか、計画は利用者又はその家族への説明及び同意を得ているか、その他必要なプロセスを適切に実施しているか等について確認し、その適正化を図る。

令和7年度運営指導重点項目

⑦人員配置の適正化

人員、設備及び運営に関する基準条例に定める職員の員数、資格等を確認し、その適正化を図る。

⑧有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等（以下、「有料老人ホーム等」という。）に併設する訪問介護事業所等における適切な介護サービスの提供状況の確認

有料老人ホーム等に併設する介護サービス事業所（主に訪問介護・通所介護・居宅介護支援）において有料老人ホーム等と介護サービス事業所の双方に従事する職員の兼務状況等の人員基準及び施設サービスと介護サービスの提供区分が明確となっているかを確認し、その適正化を図る。

⑨前回運営指導における改善内容等の確認

船橋市として、2回目以降の運営指導となる事業所については、前回指摘に対する改善内容の定着が図られているかを確認し、その適正化を図る。

指導

運営指導の実施方法の流れ

流れ	内容
① 指導通知	市は、実施日の約1月前までに通知を行う。
② 事前提出資料の提出	事業所は、運営指導実施日の2週間前までに事前提出資料を提出する。
③ 運営指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
④ 結果通知	市は、指導内容に基づいて、指導の結果について通知を行う。
⑤ 改善報告	事業所は、結果通知に係る改善状況について結果通知日から1月以内に改善の報告を行う。

指導

運営指導の実施当日の流れ

流れ	内容
① 挨拶	職員紹介や運営指導の目的等を伝える。
② 設備等の確認	届出上の平面図から変更がないか、設備基準を満たしているか確認を行う。
③ 書類等の確認	事前準備書類や利用者に関する書類等を市職員のみで確認を行う。
④ 聞き取り・打ち合せ	確認した内容について、事業所職員へ聞き取りを行う。内容について市職員のみで打ち合わせる。
⑤ 講評	指摘事項について、事業所へ伝える。

指導

運営指導の実施当日の流れ

流れ	内容
① 挨拶	職員紹介や運営指導の目的等を伝える。
② <small>設備等の確認</small> 関係書類のご提出や、関係職員の方の立ち合いについて、 ご配慮いただきますようお願いします。	届出上の平面図から変更がないか、設備基準を満たしているか確認する。 事前準備書類や利用者に関する書類等を市職員のみで確認を行う。
③ 書類等の確認	確認した内容について、事業所職員へ聞き取りを行う。 内容について市職員のみで打ち合わせる。
④ 聞き取り・打ち合せ	
⑤ 講評	指摘事項について、事業所へ伝える。

監査

監査とは

監査は、船橋市介護保険サービス事業者等指導監査要綱に基づき介護保険施設等において人員基準違反や運営基準違反、高齢者虐待等が認められた場合やそのおそれがある場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とします。

監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

監査対象について

監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。

・要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (4) 連合会・保険者からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- (6) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

・運営指導において確認した情報

法第23条により指導を行った市町村長又は法第24条により指導を行った厚生労働大臣又は都道府県知事が、介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

監査

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
行政処分	④ 聴聞または弁明の機会の付与	勧告・命令等に従わない場合。
	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。		

監査

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行
	※監査時の虚偽の答弁が判明した場合については、より重い行政処分等を行う可能性があります。	④ 暫闊または弁明の機会の付与 勧告・命令等に従わない場合。
行政処分	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
<p>※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。</p>		

行政指導

行政指導とは、市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。

行政指導とは、行政機関から相手方に「求める」行為なので、役所の調査結果に基づいて一定の事実を不特定多数の方に示すことや相手方の求めに応じて法令の解釈や制度の仕組みを説明するなどの情報提供をするような行為は、通常は「求める」行為に当たらず、行政指導に含まれません。

行政処分

処分とは、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限するものをいいます。

監査

監査結果（※入所・入居系）

過去4年分の監査件数を掲載しています。

昨年度は監査実施件数が1件、うち指導対象となったものが1件でした。

年度	通報・苦情等による監査実施サービス数	左記のうち指導対象サービス数 (勧告・文書指導)
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0
令和5年度	0	0
令和6年度	1	1

適切な事業運営①

運営基準自己点検シート

指定居宅サービス（介護予防・総合事業含む。）、指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス（介護予防含む。）事業者における人員・設備・運営等について、下記のとおり運営基準自己点検シートを船橋市ホームページ上で公開しておりますので、各事業所においては、本シートを積極的に利用し適切な事業運営を行ってください。

指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/07/p041124.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>指導監査等>指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

適切な事業運営②

加算の算定にあたって

新たに加算を算定するにあたっては、必ず事前に利用者へ説明を行い、同意を得てください。説明を行った際には、書面や署名を適切に保管してください。

利用者の同意を得ずに加算を算定していた場合（同意を得るのが遅れていた場合）には、同意を得られていなかった期間が、加算報酬の返還に該当する可能性があります。

指導の形態（有料老人ホーム）

定期検査

定期的に立入検査を実施し、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、指導指針に基づく指導を行います。

随時検査

施設の管理運営、サービス、入居者待遇等に関する通報、苦情等があった場合において、その内容が老人福祉法第29条第6項から第11項までの規定に違反するおそれがあるとき、又は当該施設の入居者の待遇に関し不当な行為に該当し、若しくはその運営に関し、入居者の利益を害する行為に該当するおそれがあるとき、その他入居者の保護のために必要があるとき、隨時に実施します。

集団指導

必要な指導の内容に応じ、事業者に向けて、講習等の方法により行います。

介護保険サービス 入所・入居系

令和7年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 運営指導及び監査等の状況 (P6)
- 2 各種お知らせ等 (P26)
- 3 サービス別資料 (指摘事例、よくある質問)
 - ・全サービス共通 (P49)
 - ・認知症対応型共同生活介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護 (P77)
 - ・(地域密着型) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P83)
 - ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P92)
 - ・(地域密着型) 特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P105)

非常災害対策

社会福祉施設等における非常災害対策

近年、地震・風水害（台風・浸水）等による甚大な被害が発生しており、日ごろの非常災害対策が求められております。

非常災害時の対応等について、日ごろからの情報収集及び非常災害対策等に努めていただきますようお願いします。

【社会福祉施設等における非常災害対策等に関するポータル（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p062666.html

災害時情報共有システム①

災害時情報共有システムへの情報登録のお願い

本市における災害状況の把握や災害情報の国への共有がこれまでより迅速かつ容易になることから、今後は船橋市においても同システムを活用いたしますので、下記の通り同システムの利用についてご確認及び情報登録をお願いいたします。

【災害発生時の社会福祉施設等の被災状況の報告について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p055386.html

システムURL（所管は県となりますので、県のホームページを参照）

○千葉県ホームページ「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」
ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > 福祉施設案内 > 高齢者福祉施設向け情報
(事業者の方へ) > 介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/shisetsumuke/saigaisystem.html>

○災害時情報共有システム（Webサイト上の表記は「介護サービス情報報告システム」となっております）

<https://www.kairokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/12/>

災害時情報共有システム②

登録・運用方法

システムにログインしていただき、まず調査票の提出（事業所の基本情報の提出）が必要になります。

調査票を提出いただいたのち、万が一災害が発生し、国がシステムに災害情報を登録して被害状況の報告の受付を開始した場合には、国から連絡を受け、市から各事業所等に連絡を致します。

市からの連絡を待たず、システムから災害情報の登録が確認できた時点で報告をしていただいても構いません。

（「〇月〇日からの大雨」や「令和〇年度台風〇号」のような名称で登録されます）

災害時情報共有システム③

ログインID・パスワード確認方法

システムを利用する際のログイン情報は事業所等の種類によって違いがございます。

(1) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所（※特定施設は除く）

→介護サービス情報公表システムのID及びパスワードにより、利用することが可能

(2) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス

→県から各施設に対し、ログインID及びパスワードを通知

(3) 介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所のうち介護報酬収入年額100万円以下の事業所（介護サービス情報公表システムへのID及びパスワードをもっていない事業所）でシステムの利用登録を希望する事業所

→千葉県高齢者福祉課までメール送付（2ページ前の千葉県ホームページを確認）

※件名：災害時情報共有システムの利用について

本文：1事業所番号、2法人名、3事業所名、4事業所所在地
を記載頂くようお願いします。

メールを確認後、ログインID及びパスワードを各事業所へ通知

災害時情報共有システム④

補足

市では災害時情報共有システムについては閲覧のみが可能であり、情報登録の手順等のシステムについてのご質問については詳細が分かりかねるため、システムについてのお問い合わせについては、災害時情報共有システムのウェブサイトに記載のお問合せ先やヘルプをご参照ください。

初回の情報登録については、ヘルプ内の下記のドキュメントが参考になります。

○ヘルプ内、報告かんたん操作ガイド_ver5.2

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/help/pdf/Quick_Start_Guide_5_2.pdf

高齢者虐待防止

■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等について、高齢者虐待を未然に防止するための対策等をお願いします。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p070949.html

サービス提供中の交通マナー等①

事業所車両の駐停車

サービス提供中の事業所車両の駐停車については、他の車両や歩行者の通行を妨げないような安全な場所に停車することが望ましいと考えられます。しかし、利用者の身体状況や道路状況等から、そのような場所に停車することが困難である場合は、サービス提供にあたる従業者を増員するなど、利用者の安全の確保及び他の車両等に迷惑のかからないようご配慮願います。

また、駐車についても交通法規を遵守し、近隣住民等の迷惑にならないようご対応お願ひいたします。

事業所内での管理

管理者は、運転者の適性の把握や、当日の運転者の体調状況を確認し、運転業務に係る安全管理に努めてください。（風邪、発熱、前日の深酒等）

また、事業所内でヒヤリハット事例の情報共有を図るなど、従業者全員での取り組みをお願いいたします。

サービス提供中の交通マナー等②

交通マナー等に係るお知らせ

サービス提供中の交通マナー等について、過去に発出したお知らせを船橋市ホームページ等に掲載しております。ご確認ください。

【令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p103294.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ>令和4年10月19日 【事務連絡】介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

【訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内について（千葉県ホームページ）】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/chiikiiryou/houmonn-chusyakyoka.html>

事故発生時の対応①

市への事故報告

サービス提供中の事故について、ご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますが、令和7年3月より「船橋市介護保険事業者等における事故発生時の報告の取扱い要領」が一部変更となっております。下記URLからご確認いただき、該当する場合は市へのご報告をお願いします。

【【事故報告】介護保険事業者等（高齢者施設含む）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

（事故報告の例）

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒により、医師の診断を受け、入院した等。
(利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。)
- ・利用者家族とトラブルに発展する可能性があるので、事業所として事前に共有するために報告した。等

事故発生時の対応②

市への事故報告

(1) サービスの提供による、利用者のけが又は死亡事故の発生

「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。また、通所・入居サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

けがの程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を原則とする。

事業者側の過失の有無は問わない。

利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性が予見されるとき）は報告すること。

(2) 利用者の離設（徘徊・行方不明）

警察への協力を求めたものを対象とする。

事故発生時の対応③

市への事故報告

(3) 食中毒、感染症及び結核の発生

感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1類から3類までのもの若しくは保健所に報告したもの を対象とする。

関連する法に定める届出義務がある場合はこれに従うこと。

(4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

利用者の処遇に影響があるものについては報告すること。

（例：利用者からの預かり金の着服や横領、送迎時の交通事故（道路交通法）、利用者 等の個人情報の紛失や漏洩など）

(5) 災害、その他報告が必要と認められる事故等の発生

介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法

船橋市及び厚生労働省ホームページにて、介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法や介護保険最新情報等について掲載しています。

介護保険制度における指定事業者は、法令等の規定に基づき適切な事業運営を行う必要があります。本集団指導資料に掲載のない基準等も多数ございますので、ご確認ください。

【介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p046708.html

【介護保険最新情報掲載ページ（厚生労働省）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

【令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

申請・届出等①

申請・届出等に係るホームページ

申請・届出等に係る船橋市ホームページを掲載しております。必要に応じて適切に申請・届出等を行ってください。

加算に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018130.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001860.html

【介護老人福祉施設・介護老人保健施設】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020613.html

変更に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018136.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

申請・届出等②

変更に関する届出

【介護老人福祉施設】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020583.html

【介護老人保健施設】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020598.html

指定更新手続き

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018041.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p065212.html

休止届・廃止届・再開届の手続き

【居宅サービス・居宅介護支援・地域密着型サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p020503.html

申請・届出等③

よくある指摘

- ・変更届及び更新申請書類にて、必須書類である「付表」が不足している。
- ・加算に関する届出にて、必須書類である「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」が不足している。
- ・各種届出に関するホームページを確認していない。 等

各種届出のホームページ内に「手引き」や「チェックリスト」等の申請書類を案内しているものがございますので、届出に応じたホームページをご確認のうえ、申請等いただきますようお願ひいたします。

申請・届出等③

介護予防・日常生活支援総合事業の申請等

【指定申請及び各届出について】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/04/p041291.html

業務管理体制整備に係る届出

指定事業所が船橋市内にのみ所在する事業者は、船橋市が届出先となります。すでに千葉県等に届出を行っている場合は、新たな届出の必要はありません。

また、事業所名称及び所在地等の変更の場合は業務管理体制の届出が必要な場合があります。詳細は下記市ホームページをご確認ください。

【介護サービス事業者の業務管理体制の整備について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p026732.html

申請・届出等④

介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算のお知らせ、届出、既存計画の内容変更の届出及び実績報告について下記市ホームページをご確認ください。

※算定事業所は年度毎に計画書及び実績報告書の提出が必要となります。

【介護職員等処遇改善加算について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p071540.html

申請・届出等⑤

各種届出等に関する問い合わせ・提出先

各サービスごとの担当係及び提出先については、下記市ホームページをご確認ください。

【指導監査課サービス別担当係の確認について（障害福祉サービス・介護保険サービス等）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p063190.html

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力ください

指導監査課では、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所等に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規及び変更登録の手順については下記市ホームページをご確認していただき、登録にご協力ください。

【メールアドレスの登録について（介護保険サービス事業所・施設）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p048509.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【【介護サービス事業所等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure-alias/mailaddressoroku>



申請・届出等①（有料老人ホーム）

【有料老人ホームの変更の手続き【サ高住適用なし】

【有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/06/p020641.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>有料老人ホームの届出等>有料老人ホームの開設に係る届出（変更届出等）

※有料老人ホーム事業変更届の提出が必要な事項 ※老人福祉法第二十九条参照

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 その他厚生労働省令で定める事項 ※老人福祉法施行規則第二十条の五参照
(施設の管理者の氏名及び住所 等)

申請・届出等②（有料老人ホーム）

有料老人ホームの休止・廃止・再開の手続き【サ高住適用なし】

①休止・廃止

有料老人ホームを休止または廃止しようとするときは、休止または廃止しようとする日の1か月前までに事前に届け出る必要があります。

休止、廃止にあたっては、現に入居している者に対する十分な説明及び他施設等への引継ぎ、移行等について、適切な対応をお願いいたします。

なお、休止、廃止に関する届出の様式については、船橋市ホームページには載せておりません。休止、廃止を検討される場合は、必ず事前にご相談ください。

②再開

休止している有料老人ホームを再開する場合は、必ず事前にご相談ください。

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力下さい

指導監査課では、老人福祉法に基づく有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくサービス付き高齢者向け住宅に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規登録の手順については下記市ホームページをご確認いただき、登録にご協力下さい。

【メールアドレスの登録について（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）
(船橋市ホームページ)】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p070740.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

【【介護サービス事業者等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



介護保険サービス 入所・入居系

令和7年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 運営指導及び監査等の状況 (P6)
- 2 各種お知らせ等 (P26)
- 3 サービス別資料 (指摘事例、よくある質問)
 - ・全サービス共通 (P49)
 - ・認知症対応型共同生活介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護 (P77)
 - ・(地域密着型) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P83)
 - ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P92)
 - ・(地域密着型) 特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P105)

資料について①

訪問介護

訪問介護計画の作成①

運営指導等における指摘事例

- ・訪問介護計画の作成に当たって、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにしていない。（アセスメントを実施していない。）
- ・訪問介護計画が作成されていない。
- ・訪問介護計画と居宅サービス計画及び介護サービス計画との連携が不十分である。
- ・利用者の同意の署名がない、又は同意の署名を取るのが遅れている。

対象のサービス
(該当のスライドをご覧ください。)

計画作成の流れを確認

計画の作成にあたって、訪問介護事業所としてアセスメントを行い、アセスメントの実施日や実施者を明記し、記録を保管してください。

また、訪問介護計画はサービス提供前に、サービス提供責任者が作成し、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る必要があります。

(居宅省令第19条)

2 サービス別資料 27

根拠となる省令等

資料について②

●この資料では以下のとおりとします。●

特に断りのない場合は、指定居宅サービス等に加え指定介護予防サービス等も含むものとします。

表記	条例等名称
地密省令	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第34号）
老福省令	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第39号）
老健省令	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（厚生省令第40号）
居宅省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第37号）
地密算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
施設算定基準	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第121号）
居宅算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
地密留意	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老振発第0331005号等）
施設留意	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第40号）
居宅留意	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

資料について③

●基準の性格●

基準は、指定居宅サービス等の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、介護保険サービス事業者等は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

●有料指導指針の性格●

有料指導指針は、有料老人ホーム経営の基本姿勢として入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことを求めるものであり、有料老人ホーム事業者は、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ、福祉の向上に努めること。

●資料内容●

資料に掲載のある内容以外の基準等についても遵守した上で運営してください。

令和6年度より義務化である事項①

努力義務期間が終了している事項

義務化である事項

- ①業務継続計画の策定等
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための措置（衛生管理等）
- ③虐待の防止

令和6年4月1日より義務化（※）となり、既に各事項が実施されていない場合には指導対象となります。

各事項の実施状況についてご確認ください

次ページより、令和6年4月1日より義務化（※）されている各事項について説明いたします。

運営指導による指摘が散見され、また減算が導入されている事項もございますので、事業所管理者又は運営法人において、当該事項の実施状況をご確認いただき、実施されていない事項については早急に準備を進めてください。

※居宅療養管理指導における業務継続計画の策定及び虐待防止措置については令和9年4月1日より義務化

令和6年度より義務化である事項②

①業務継続計画の策定等

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 **研修・訓練については、規定回数以上実施すること。**

補足（業務継続計画に記載する内容）

イ 感染症に係る業務継続計画	ロ 災害に係る業務継続計画
a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
b 初動対応	b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	c 他施設及び地域との連携

令和6年度より義務化である事項③

業務継続計画未実施減算（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

算定要件等

以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

令和6年度より義務化である事項④

②衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を規定回数以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

研修・訓練については、規定回数以上実施すること。

補足

- ・委員会の構成員について、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部のものも含め積極的に参画を得ることが望ましい。
- ・委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

令和6年度より義務化である事項⑤

③虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 以上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

補足①

研修・委員会については、規定回数以上実施すること。

- ・委員会の構成員について、管理者を含む幅広い職種で構成する。（構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。）
- ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
- ・委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他サービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ・担当者は、委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

令和6年度より義務化である事項⑥

補足②（虐待の防止のための委員会及び指針の内容）

委員会	指針
イ 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関すること	イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること	ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること	ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること	ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること	ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること	ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
ト 上記の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること	ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
	チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
	リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

令和6年度より義務化である事項⑦

高齢者虐待防止措置未実施減算（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に減算となる。

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

従業員の勤怠管理について

運営指導等における指摘事例

- ・従業者の勤怠記録が押印のみ押されており、勤務開始・終了時刻が確認できない。
⇒当日の勤務時間が不明瞭となることにより、事業所の人員基準が遵守されているか確認できません。

タイムカード、打刻システム等の導入をご検討ください

参考条文

(労働安全衛生法第66条の8の3)

事業者は第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。

(労働安全衛生規則第52条の7の3)

第1項 法第66条の8の3の厚生労働省令で定める方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

管理者のテレワーク勤務について

厚生労働省より取扱いについて通知されました

厚生労働省より、下記通知のとおり事業所の管理者におけるテレワーク勤務について、取扱いが明確化されました。

「厚生労働省 介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（介護保険最新情報Vol. 1237）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001238515.pdf>

注意事項（通知より）

- ・管理者がテレワークを行い、事業所を不在とする場合であっても、運営基準上定められた管理者の責務を管理者自らが果たす上で支障が生じないよう体制を整えておくこと。
- ・管理者以外の従業者は、人員配置基準等における具体的な必要数を上回っている場合に、当該基準を上回る部分について、個人情報の適切な管理を前提に、テレワークが可能。
- ・第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。

管理者のテレワーク勤務について

厚生労働省より取扱いについて通知されました

厚生労働省より、下記通知のとおり事業所の管理者におけるテレワーク勤務について、取扱いが明確化されました。

「厚生労働省 介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施」

管理者以外の各職種の従業者について、職種ごとに留意事項がありますので、通知をご確認ください。

当該基準を上回る部分について、個人情報の適切な管理を前提に、テレワークが可能。

- ・第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。

管理者の責務及び兼務範囲

概要

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化されました。

注意事項

管理者業務に支障がある状況の例として、以下が示されています。

- ・管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合
- ・併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く）
- ・事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合

管理者の責務及び兼務範囲

概要

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した

厚生労働省より、省令解釈上認められている兼務範囲は「同一の事業者」であり、グループ法人間であっても管理者兼務は不可となることを確認し、当市としても同様の認識のもと指導を行っております。

管理者兼務について、今一度兼務状況をご確認ください。

場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く）

- ・事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合

人員配置基準における両立支援への配慮

概要

各サービスの人員配置基準や報酬算定について、「常勤」の計算に当たり、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うこと、及び週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

基準・算定要件等

「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度
「常勤」（※）の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> (新設)
「常勤換算」（※）の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1（常勤）と扱うことを認める	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> (新設)

【出典：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」】

（居宅省令第6条他）

重要事項等の掲示（令和7年度より義務化）

概要

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表すること。

資格者証等の整備①

運営指導等における指摘事例（不十分な資格者証等の保管）

- 介護福祉士の適切な資格証等を備えていない事例が散見

⇒介護福祉士：登録証の交付を受けることが必要

「公益財団法人社会福祉振興・試験センター 資格登録」

<https://www.sssc.or.jp/touroku/>



合格証や修了証
では不十分な
資格があります

- 喀痰吸引等のサービス提供を行う場合

⇒事業所：都道府県に登録を行うことが必要

「千葉県 喀痰吸引等を実施する事業者の登録（介護サービス）」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/service/kakutanntouroku.html>

従業者：認定特定行為業務従業者認定証の交付が必要

「千葉県 介護職員の喀痰吸引等の実施に伴う認定特定行為業務従事者認定証の発行について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/ninteishou.html>

資格者証等の整備②

運営指導等における指摘事例（不十分な資格者証等の保管）

- ・三科目主事による生活相談員の資格者証が適切でない事例（例：成績証明書のみ）
⇒三科目主事：履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書を、本人が雇用先に提示することで証明

「厚生労働省　社会福祉主任用資格の取得方法」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

資格者証等の整備③

事業所にて保管している資格者証等は適切かご確認ください。

従業者の資格者証が適切なものであるか、再度ご確認ください。前述した事例に該当した場合、「管理者の責務」又は「記録の整備」若しくはその両方の運営基準違反に該当する可能性があります。

補足①（管理者の責務）

事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければ
ならない。

補足②（記録の整備）

指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければ
ならない。

委員会の開催や研修、訓練の実施

各種委員会や研修、訓練の実施回数不足について

各種委員会や研修、訓練については定期的な開催が義務付けられており、実施頻度が定まっているものもございます。

今一度運営基準等をご確認いただき、必要な回数の実施をお願いいたします。

主に委員会や研修、訓練の実施が求められているもの

- ・身体拘束
- ・BCP（感染症・災害）
- ・感染症
- ・虐待
- ・防災訓練

委員会の開催や研修、訓練の実施②

防災訓練における指摘事例

- ・防災訓練において、避難訓練を年2回実施する必要があり、内1回は夜間に実施、もしくは夜間を想定したもの実施する必要があるが、実施がなかった。

防災訓練		
消防法	避難訓練 (夜間もしくは夜間想定訓練)	年2回 (内1回夜間もしくは夜間想定訓練)
	消火訓練	(年1回)
	通報訓練	年2回
	避難確保計画に基づく避難訓練 ※浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の場合	消防計画に定めた回数
水防法		年1回

非常災害に関する具体的計画

運営指導等における指摘事例

- ・非常災害に関する具体的計画について、定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知していなかった。

定期的な家族等への周知について

周知対象は「従業者並びに利用者及びその家族等」とされております。

特に、家族等への周知が不足している場合が多く確認されますので、今一度ご確認ください。

利用者の家族等に対する周知に関しては、通常のサービスが提供されている時間帯に非常災害等が発生し、家族等と離れた状態であっても計画の内容が確認できるような方法により周知されていることが望ましいです。

例：計画を紙で交付する・事業所のホームページに掲載し、定期的にお知らせを送る等

変更届の提出

介護保険法に規定する変更届が提出されていなかった

- 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、介護サービス事業者は 10 日以内にその旨を指定権者に届け出なければならない

変更届について船橋市ホームページをご参照ください。

入居・入所系サービス

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

介護老人福祉施設

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020583.html

介護老人保健施設

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020598.html

- 変更にあたり事前協議や、他書類の提出が必要な項目がありますので、必ずホームページをご確認ください。
- (介護老人保健施設、介護医療院の) 管理者の変更等については、事前承認の必要がありますので、お早めに当課へご相談ください。

よくある質問 (身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為)

質問

・・・することは身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）にあたりますか。

回答

身体的拘束等か否かの是非判断はできません。

ただし、施設・法人として身体的拘束にあたるか、当該行為の必要性について、3要件（切迫性・非代替性・一時性）等を踏まえて多職種で検討を行い、法人・施設としての判断・見解を定め、共通認識のもと行ってください。
また、その経緯をしっかりと記録してください。

よくある質問 (体制届)

質問

体制加算等で、要件に定められる有資格者が変更となった場合、再度体制届を提出する必要がありますか。

回答

体制届は施設体制が確立されているかの確認となるため、体制が維持されている中で、算定開始時と担当者が変わったからと言って、直ちにそのものに関する書類等の提出は要しません。施設にて必要要件に関する書類等を保管しておき、必要に応じて提示できるようにしておいてもらえば問題ありません。

よくある質問 (変更届)

質問

基準に定まる職種の職員が変わったが、変更届は必要か。

回答

施設基準において、有資格者としての配置が求められている等の理由から、変更届を必要と定まっている職種においては必要。それ以外の職員については、変更届までは求めない。詳細は、該当サービスの変更届の案内のホームページを確認いただきたい。

入居・入所系サービス

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

介護老人福祉施設

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020583.html

介護老人保健施設

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/02/p020598.html

介護保険サービス 入所・入居系

令和7年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

- 1 運営指導及び監査等の状況 (P6)
- 2 各種お知らせ等 (P26)
- 3 サービス別資料 (指摘事例、よくある質問)
 - ・全サービス共通 (P49)
 - ・認知症対応型共同生活介護、(看護) 小規模多機能型居宅介護 (P77)
 - ・(地域密着型) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護 (P83)
 - ・介護老人保健施設、短期入所療養介護 (P92)
 - ・(地域密着型) 特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム (P105)

引き続き、各サービス別資料をご覧ください。